

## 訂正のお知らせ

本書『ケアマネジャー合格テキスト'19』のなかで誤りがございましたので、謹んで訂正申し上げます。読者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

2019年3月8日更新-----

- P 407 「都道府県の認定事務」を(2)⇒(3)に移動する。
- (2) 生活困窮者住居確保給付金 (必須事業：~~都道府県の認定事務~~)
- ↓
- (3) 生活困窮者就労訓練事業 (必須事業：**都道府県の認定事務**)

2019年2月22日更新-----

### <第2部>保健医療サービス分野

- P 361 「2 人員に関する基準」の「医師」を修正。
- 入所者100人に対して常勤換算で1人以上
- ↓
- (I型 入所者数÷48) + (II型 入所者数÷100) (施設として最低3人以上の配置が必要)